

「扶養認定」添付書類一覧表

【注意事項】
夫婦共同扶養の場合（配偶者を扶養していない方が子を扶養に入れる場合）は、「配偶者の所得証明書（課税証明書）」が必要です。
両親のうち、片親だけを扶養に入れる場合等、扶養認定対象者に配偶者がいる場合には、「配偶者の所得証明書（課税証明書）」が必要です。
 ※上記収入証明は、配偶者を扶養に入れている場合や配偶者がいない場合（死別・離婚等）は添付不要です。
 その他、扶養認定審査上、必要に応じて、追加書類の提出をお願いする場合があります（中途採用者の被扶養者、被扶養者が外国人である場合などを含む）。
注）勤務先を退職した場合で、雇用保険の失業給付の基本手当日額が 3,612 円（60 歳以上は 5,001 円）以上の場合は被扶養者になることができません。

添付書類	被保険者との同居が要件	扶養理由証明書		同一世帯証明書		収入に関する証明書							別居（送金）証明書				
		①被扶養者現況届書	②学生証（写）または在学証明書（原本）	①世帯全員の住民票（原本）※続柄記載	②戸籍謄本または抄本（原本）	給与収入がある場合	自営業等の場合	年金収入がある場合	勤務先を退職した場合			失業給付の受給を終了した場合	就業経験のない場合	⑨所得証明書（課税証明書）	⑩配偶者の所得証明書（課税証明書） ※配偶者が扶養に入っていない場合【上記注意事項参照】	※単身赴任の方は添付不要 ※送金証明は振込人と受取人の記載があるもの ※現金手渡しは不可	
									失業給付を受給しない場合	失業給付受給予定または受給中で日額 3,611 円（60 歳以上は 5,000 円）以下の場合	前職で雇用保険未加入の場合						
被保険者との続柄									④ 離職票（原本）※法第 4 条第 3 項不該当（受給放棄）の印字があるもの	⑤ 雇用保険受給資格者証（写）	⑥ 健康保険資格喪失証明書（前務先名称および事務所印のあるもの）	⑦ 雇用保険受給資格者証前全ページ（写）	⑧ 非課税証明書			直近 3 カ月分の銀行振込明細書（写）または現金書留送金票（写）	
配偶者 （内縁含む）	無職・無収入	●	●学生のみ	●結婚時					●④～⑧の該当書類を添付				●60 歳以上		●		
	収入がある場合	●	●学生のみ	●結婚時		●①～③の該当書類を添付								●60 歳以上		●	
子供 （養子含む）	高校生以下			●出生時	●養子										●	●	
	18 歳以上の学生（予備校含む）	●	●		●養子			●①～⑦の該当書類を添付					●		●		
	16 歳以上の学生以外（夜間学生含む）	●			●養子			●①～⑧の該当書類を添付					●		●		
被保険者の三親等内の親族	父母（養父母）	●		●	●養父母			●①～⑧の該当書類を添付					●60 歳以上	●	●		
	祖父母・曾祖父母	●		●				●①～⑧の該当書類を添付					●60 歳以上	●	●		
	配偶者の父母・祖父母・曾祖父母	●		●				●①～⑧の該当書類を添付					●60 歳以上	●			
	兄弟姉妹 孫	高校生以下			●										●	●	
		18 歳以上の学生（予備校含む）	●	●	●				●①～⑦の該当書類を添付					●		●	
		16 歳以上の学生以外（夜間学生含む）	●		●				●①～⑧の該当書類を添付					●60 歳以上	●	●	
	配偶者の兄弟姉妹 伯父・伯母 叔父・叔母 甥・姪 曾孫	高校生以下	●		●										●		
		18 歳以上の学生（予備校含む）	●	●	●				●①～⑦の該当書類を添付					●			
		16 歳以上の学生以外（夜間学生含む）	●		●				●①～⑧の該当書類を添付					●60 歳以上	●		
配偶者の孫・曾孫 内縁の配偶者の子 直系血族の配偶者	高校生以下	●		●										●			
18 歳以上の学生（予備校含む）	●	●	●				●①～⑦の該当書類を添付					●					
16 歳以上の学生以外（夜間学生含む）	●		●				●①～⑧の該当書類を添付					●60 歳以上	●				